優先資本金の額の減少公告

平成21年7月22日

東京都江東区亀戸六丁目56番15号

神宮ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

神宮ホールディング特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成21年８月６日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下、「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下、「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期

上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額

金90,500,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は1,810口である。

６．優先出資の消却の方法

下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金90,500,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第25期決算公告

平成21年7月22日

福岡市中央区長浜二丁目２番201号

株式会社九州都市整備センター

代表取締役社長　盛　　重晴

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	811,658
	固定資産	530,761
	資産合計	**1,342,419**
負債及び純資産の部	流動負債	228,373
	賞与引当金	9,367
	その他	219,006
	固定負債	131,613
	役員退職慰労引当金	7,760
	退職給付引当金	59,063
	特別修繕引当金	4,677
	その他	60,113
	負債合計	**359,986**
	株主資本	982,432
	資本金	20,000
	利益剰余金	962,432
	利益準備金	1,550
	その他利益剰余金	960,882
	（うち当期純利益）	（22,547）
	純資産合計	**982,432**
	負債・純資産合計	**1,342,419**

優先資本金の額の減少公告

平成21年7月22日

東京都江東区亀戸六丁目56番15号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

乃木坂ホールディング特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成21年８月６日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下、「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下、「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期

上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額

金157,000,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は3,140口である。

６．優先出資の消却の方法

下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金157,000,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第13期決算公告

平成21年7月22日

東京都新宿区西新宿一丁目25番１号

株式会社タイセイウエルフェア

代表取締役　和田　洋一

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27
	固定資産	16,424
	資産合計	**16,451**
負債及び純資産の部	流動負債	15,853
	固定負債	13
	合計	**15,867**
	株主資本	185
	資本金	100
	資本剰余金	658
	（その他資本剰余金）	（658）
	利益剰余金	△573
	（その他利益剰余金）	（△573）
	（うち当期純損失）	（14）
	評価・換算差額等	399
	その他有価証券評価差額金	399
	合計	**584**
	負債・純資産合計	**16,451**